

【小売店の日曜日の営業時間の規制を緩和する権限を地域に移譲へ ～ 制度改正に向けてコンサルテーションを実施】

#### 要旨

- ・英国政府は現在、イングランドとウェールズで、小売店が日曜日に営業を許可される時間を決めることができる権限を地域に移譲する案について、コンサルテーション作業を実施している。
- ・現行法は、イングランドとウェールズで、売場面積が 280 平方メートルを超える大規模小売店に限り、日曜日の営業時間を規制している。
- ・ドイツでは、既に、日曜日を含む全ての曜日に小売店が営業を許可される時間を決めることができる権限が、連邦政府から州に移譲されている。

英国では 2015 年 5 月に総選挙が実施され、保守党が過半数の議席を獲得し、単独政権を発足させた。新政権は、その 2 ヶ月後の 2015 年 7 月に発表した「2015 年夏季予算 (Summer Budget 2015)」の中で、イングランドとウェールズで、小売店が日曜日に営業を許可される時間を決めることができる権限を、都市の首長 (city mayors) 及び地方自治体に移譲する案について、コンサルテーション作業を行う意向を明らかにした<sup>1</sup>。政府の狙いは、都市の首長又は地方自治体が、小売店の日曜日の営業時間の規制を緩和することが地域にとって望ましいと判断した場合、これを行うことを可能にし、地域経済を活性化させることである。

予算で表明されたこの方針に沿って、2015 年 8 月上旬、ビジネス・改革・技術省 (Department for Business, Innovation and Skills, BIS) とコミュニティ・地方自治省 (Department for Communities and Local Government, DCLG) は、この件に関するコンサルテーション作業を開始した。コンサルテーション文書<sup>2</sup>では、①地域のリーダー、例えば「合同行政機構」が設置された都市圏の首長 (metro mayors)<sup>3</sup>及び②地方自治体に、管轄地域の小売店が日

<sup>1</sup>[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/443232/50325\\_Summer\\_Budget\\_15\\_Web\\_Accessible.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/443232/50325_Summer_Budget_15_Web_Accessible.pdf)

<sup>2</sup>[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/451376/BIS-15-359-consultation-on-devolving-sunday-trading-rules.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/451376/BIS-15-359-consultation-on-devolving-sunday-trading-rules.pdf)

<sup>3</sup> 合同行政機構とは、イングランドの都市圏 (city region) への分権を目的に設置が進められている、2 つ以上の地方自治体で構成される法的地位を有する行政体である。2011 年以降、これまでに、イングランド内で 5 つの合同行政機構が設置されている。現在までのところ、合同行政機構が機能を行使できる分野は、交通、経済開発、地域再開発に限定されている。しかし、現保守党政権が 2015 年 5 月に国会に提出した「都市・地方分権法案 (Cities and Local Government Devolution Bill)」は、合同行政機構が、いかなる公共サービス分野においても機能を行使できるようにすることを提案している。個々の合同行政機構

曜日に営業を許可される時間を決めることができる権限を移譲するという提案が示され、2015年9月16日まで意見を募っている。

イングランドとウェールズで、小売店の日曜日の営業時間に関する規制が最後に改正されたのは、1994年である。現行制度では、売場面積が280平方メートルを超える店舗の日曜日の営業時間が、最高6時間までに制限されている（後述参照）。しかし、2012年のロンドン・オリンピック・パラリンピック大会の開催期間中（計およそ6週間）は、一時的にこの規制が解除され、店舗面積に関わらず、全ての小売店が日曜日に終日営業することが許可された。

「2015年夏季予算」の発表前日、ジョージ・オズボーン財務相は、小売店が日曜日に営業を許可される時間を決めることができる権限を地域に移譲する案について、次のように述べた。

「実際のところ、日曜日の小売販売は、土曜日のそれよりも速いペースで伸びているというデータがある。また、時間に縛られないインターネットショッピングの利用者が増えていることは、より多くの小売業者が、週末の営業時間を今より長くして、（オンラインのショッピングサイトと）競争できるようになりたいと考えていることを意味する。しかし、これ（日曜日の小売店の営業時間の規制を緩和すること）は、全ての地域にとって適切なわけではない。そこで、政府は、この件に関する決定権を、（都市の）首長及び地方自治体に移譲したい」

イングランドとウェールズで小売店の日曜日の営業時間を規制する現行法は、「1994年日曜営業法（Sunday Trading Act 1994）」である。同法は、売場面積が280平方メートル（3000平方フィート）を超える店舗について、日曜日の営業時間を、午前10時～午後6時の間で連続して最高6時間までに制限している。また、これらの店舗のイースターサンデー及びクリスマスの営業を禁止している。これらの店舗の月～土曜日の営業時間には、制限はない。

一方、売場面積が280平方メートルを超えない小売店は、曜日に関わらず、営業時間に法的規制はない。これらの小売店は、イースターサンデーやクリスマスを含め、毎日24時間、営業が可能である。

---

がどの公共サービス分野で機能を行行使するかは、それぞれの合同行政機構と中央政府との間で締結される合意文書に明記される。同法案にはまた、合同行政機構の管轄地域を単位とする首長を直接選挙で選ぶことを可能にするとの条項も含まれている。

## ドイツでは戦後に連邦法で規制、後に州に権限移譲

小売店の営業時間に関する規制が地域ごとに異なる国で、英国に近く、比較が容易である国は、ドイツである。ドイツでは、州（Länder）ごとに、小売店の営業時間が規制されている。

ドイツでは、第二次世界大戦後から長い間にわたって、小売店の営業時間は、連邦が「競合的立法権」を持つ分野の一つであった。連邦が競合的立法権を持つ分野では、連邦が立法権を行使しない場合には州が立法権を行使できる（後述も参照）。1956年、連邦政府は、この競合的立法権を使って、小売店の開店時間を規制する連邦法を制定した。この法律で、ドイツの小売店は、平日（月～金曜日）は午前7時から午後6時半まで、土曜日は午前7時から午後2時まで営業することを許可され、日曜日及び祝日は営業を禁止された（ただし、毎月第1土曜日のみ午後の営業時間を延長することが許可されたり、特定の種類の小売店のみ日曜日にも営業を許可されるなど、規定の例外はあった）。

1994年、連邦制度改革の一環として、ドイツの憲法である基本法が改正され、連邦政府が「競合的立法権」を使える範囲が制限された。これにより、連邦政府が「競合的立法権」を使えるのは、「連邦領域内の均質な生活環境を創出するため」、または「国家全体の利益に関わる法的・経済的統一を保持するため」に連邦法制が必要とされる場合のみに限定された。さらに、2004年、連邦裁判所は、小売店の開店時間の規制に関する裁判での判決で、小売店の開店時間が、基本法が定める、連邦が「競合的立法権」を使って連邦法を制定すべき法律の条件を満たしていないことを確認した。この判決が影響して、2006年、法改正が行われ、小売店が営業を許可される時間を決めることができる権限が、連邦から州に移譲された。

表： ドイツにおける小売店の営業時間規制の州別比較  
 (各州で小売店の営業が許可されている時間等を表示)

州名	平日	土曜日	日曜日
バーデン・ヴュルテンベルク (Baden-Württemberg)	規制なし (24 時間営業可能)	規制なし (24 時間営業可能)	年に 3 回まで。1 日の営業時間は 5 時間まで
バイエルン (Bavaria) <sup>4</sup>	午前 6 時～午後 8 時	午前 6 時～午後 8 時	年に 4 回まで。1 日の営業時間は 5 時間まで
ベルリン (Berlin)	規制なし (24 時間営業可能)	規制なし (24 時間営業可能)	年に 8 回まで。1 日の営業時間は 7 時間まで
ブランデンブルク (Brandenburg)	規制なし (24 時間営業可能)	規制なし (24 時間営業可能)	年に 6 回まで。1 日の営業時間は 7 時間まで
ブレーメン (Bremen)	規制なし (24 時間営業可能)	規制なし (24 時間営業可能)	年に 4 回まで。1 日の営業時間は 5 時間まで
ハンブルク (Hamburg)	規制なし (24 時間営業可能)	規制なし (24 時間営業可能)	年に 4 回まで。1 日の営業時間は 5 時間まで
ヘッセン (Hesse)	規制なし (24 時間営業可能)	規制なし (24 時間営業可能)	年に 4 回まで。1 日の営業時間は 6 時間まで
メクレンブルク・フォアポンメルン (Mecklenburg Lower Pomerania)	規制なし (24 時間営業可能)	午後 10 時まで	年に 4 回まで。1 日の営業時間は 5 時間まで
ニーダーザクセン (Lower Saxony)	規制なし (24 時間営業可能)	規制なし (24 時間営業可能)	年に 4 回まで。1 日の営業時間は 5 時間まで (観光地では年に 8 回まで)
ノルトライン・ヴェストファーレン (North Rhine Westphalia)	規制なし (24 時間営業可能)	規制なし (24 時間営業可能)	年に 4 回まで。1 日の営業時間は 5 時間まで
ラインラント・プファルツ (Rhineland Palatinate)	午後 10 時まで	午後 10 時まで	年に 4 回まで。1 日の営業時間は 5 時間まで
ザールラント (Saarland)	午後 8 時まで	午後 8 時まで	年に 4 回まで。1 日の営業時間は 5 時間まで

<sup>4</sup> ドイツの 16 州のうち、バイエルン州のみは、現在まで、小売店の営業時間について独自の規制を設けておらず、1956 年に制定され、その後改正された連邦法を現在も適用している。

ザクセン (Saxony)	午後 10 時まで	午後 10 時まで	年に 4 回まで。1 日の営業時間は 6 時間まで
ザクセン・アンハルト (Saxony-Anhalt)	規制なし (24 時間営業可能)	午後 8 時まで	年に 4 回まで。1 日の営業時間は 5 時間まで
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン (Schleswig-Holstein)	規制なし (24 時間営業可能)	規制なし (24 時間営業可能)	年に 4 回まで。1 日の営業時間は 5 時間まで
チューリンゲン (Thuringia)	規制なし (24 時間営業可能)	午後 8 時まで	年に 4 回まで。1 日の営業時間は 6 時間まで